

福岡県公報

令和 4 年 9 月 16 日
第 333 号

目 次

告 示 (第831号 - 第844号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく公 示による送達	(保護・援護課)	4
○行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく公 示による送達	(保護・援護課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
公 告		
○共同施行による土地改良事業計画変更の適否決定	(農村森林整備課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	6
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	6

○落札者等の公示	(警察本部会計課)	6
○特定農業用ため池の指定の解除	(農村森林整備課)	6
○特定農業用ため池の指定	(農村森林整備課)	7
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	7

公安委員会

○運転免許取得者等教育の認定	(警察本部運転免許試験課)	7
○運転免許取得者等検査の認定	(警察本部運転免許試験課)	8

雑 報

○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	9
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	10
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	10
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	12
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	12
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	14
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	14
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	16
○令和 5 年福岡県農業大学校研修科研修生の募集	(経営技術支援課)	17

告 示

福岡県告示第831号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月福岡県告示第506号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用す

る同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
妙法寺	筑紫郡那珂川町恵子四丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第832号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第 57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成23年 3 月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
妙法寺	筑紫郡那珂川町恵子四丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第833号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第 57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 9 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
妙法寺	那珂川市恵子四丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第834号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第 57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成27年11月福岡県告示第907号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
筑紫(a)- 1	筑紫野市大字筑紫（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第835号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第 57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成27年11月福岡県告示第908号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

筑紫(a)-1	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
---------	--------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第836号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
筑紫-1-1	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第837号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
筑紫-1-1	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
築上郡築上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	久留米 筑 後 線	前	筑後市大字前津1214番1先から 筑後市大字前津931番6先まで	12.5 ～ 28.0	289.0
			後	筑後市大字前津1214番1先から 筑後市大字前津931番6先まで	12.5 ～ 33.6	

福岡県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年9月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	久留米 筑 後 線	筑後市大字前津1214番1先から 筑後市大字前津931番6先まで

福岡県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡	県 道	宗 像 篠 栗 線	前	糟屋郡篠栗町大字金出3297番65先から 糟屋郡篠栗町大字金出3297番57先まで	12.6 ～ 51.4	316.6
			後	糟屋郡篠栗町大字金出3297番65先から 糟屋郡篠栗町大字金出3297番57先まで	12.9 ～ 51.4	

福岡県告示第842号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和4年9月30日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名
現住所不明
審査請求人 秋山 健二
- 審査請求年月日
令和元年10月15日
- 送達すべき裁決書の謄本
令和4年8月26日付4保援第1803号

福岡県告示第843号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和4年9月30日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

現住所不明

審査請求人 秋山 健二

2 審査請求年月日

令和元年10月15日

3 送達すべき裁決書の謄本

令和4年8月26日付4保援第1804号

福岡県告示第844号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱393の6

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

犀川帆柱393の6（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の土地改良事業の計画の変更の認可申請を令和4年9月5日付けで適当と決定したので、同法第95条の2第3項において準用する同法8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業主体	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
飯田北部土地改良事業共同施行	土地改良事業変更計画書の写し	令和4年9月16日から 令和4年10月19日まで	嘉麻市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市津屋崎七丁目1467番1及び1467番4から1467番19まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営浮羽地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	令和4年9月16日から 令和4年10月19日まで	うきは市役所

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人ホームレス支援福岡おにぎりの会	福岡市博多区美野島二丁目5番31号	福岡市博多区美野島二丁目5番31号	令和4年 8月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡県警察組織犯罪情報管理システム賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和4年8月31日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

三菱電機クレジット株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市中央区天神二丁目12番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

74,368,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年7月15日

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所 在 地	解除年月日
芋ヶ谷池	筑紫野市大字天山216番	令和4年9月6日
梅ヶ谷池	筑紫野市大字阿志岐70番2 外2筆	令和4年9月6日
重ね池（重松池）	筑紫野市大字天山36番1	令和4年9月6日
山畑池（壇徒池）	筑紫野市大字天山254番1 外1筆	令和4年9月6日

夫婦堤（東）	久留米市山本町豊田739-1	令和4年9月6日
夫婦堤（西）	久留米市山本町豊田739-8 外	令和4年9月6日
村中溜池	八女市今福字村中1166-1	令和4年9月6日
大塚甲池	八女郡広川町大字広川字大塚1095番地1 外	令和4年9月6日
大塚乙池	八女郡広川町大字広川字大塚1094番地1	令和4年9月6日

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	指定年月日
大谷中池	北九州市小倉北区大字富野1739	令和4年9月6日
山の坂池	北九州市小倉南区大字新道寺287番地 外	令和4年9月6日
大塚池	八女郡広川町大字広川字大塚1095番地1 外	令和4年9月6日

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営浮羽地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和4年9月16日から 令和4年10月19日まで	うきは市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後東部第2期土地改良区	令和4年9月7日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第218号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年9月16日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
株式会社マイマイ 福岡市中央区笹丘1丁目28番74号 三戸 宗一郎	マイマイスクール花畑 福岡市南区花畑4丁目8番1号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 8月10日
学校法人西鉄学園 大野城市山田3丁目2番20号 高崎 繁行	西鉄自動車学校 大野城市山田3丁目12番1号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 8月10日
株式会社マイマイ 福岡市中央区笹丘1丁目28番74号 三戸 宗一郎	マイマイスクール笹丘 福岡市中央区笹丘1丁目28番74号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 8月10日
株式会社CDS 筑紫野市大字筑紫120番地1 安西 利範	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120番地1	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 8月10日
株式会社一二 豊前市大字松江1381番地1 小森 弘詞	アイルモータースクール博多の森 糟屋郡志免町王子1丁目28番16号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 8月10日

株式会社ホンダレインボーモーターズスクール 埼玉県和光市下新倉 5 丁目 27 番 1 号 影田 浩一郎	レインボーモーターズスクール福岡 糟屋郡新宮町美咲 1 丁目 5 番 53 号	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
日本地所建設株式会社 北九州市八幡西区御開 3 丁目 38 番 1 号 東 秀一	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開 3 丁目 38 番 1 号	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社門司自動車学校 北九州市門司区大字畑 120 番地 小森 弘詞	アイルモーターズスクール門司 北九州市門司区大字畑 120 番地	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社一二 豊前市大字松江 1381 番地 1 小森 弘詞	アイルモーターズスクール豊前 豊前市大字松江 1381 番地 1	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社自由ヶ丘 北九州市八幡西区自由ヶ丘 2 番 2 号 吉永 龍一	ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由ヶ丘 2 番 2 号	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町 15 番地の 5 中島 久善	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町 15 番地の 5	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
嘉穂産業株式会社 福岡市南区屋形原 1 丁目 37 番 20 号 中村 直也	飯塚自動車学校 飯塚市大字川津 95 番地	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
嘉穂産業株式会社 福岡市南区屋形原 1 丁目 37 番 20 号 中村 直也	田川自動車学校 田川郡糸田町 1870 番 53 号	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社直方自動車学校 直方市大字赤地 1 番地 堀 孝	直方自動車学校 直方市大字赤地 1 番地	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
有限会社大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町 2 丁目 341 番地 山田 富美代	大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町 2 丁目 341 番地	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社小郡自動車学校 小郡市小郡 686 番地 4 柳瀬 和治	小郡自動車学校 小郡市小郡 686 番地 4	3 号課程	高齢者講習 同 等 課 程	令和 4 年 8 月 10 日

福岡県公安委員会告示第 219 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 32 の 3 第 1 項の規定に基づき、運転免許取得者等検査を次のとおり認定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 16 日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
株式会社マイマイ 福岡市中央区笹丘 1 丁目 28 番 74 号 三戸 宗一郎	マイマイスクール花畑 福岡市南区花畑 4 丁目 8 番 1 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 8 月 10 日
学校法人西鉄学園 大野城市山田 3 丁目 2 番 20 号 高崎 繁行	西鉄自動車学校 大野城市山田 3 丁目 12 番 1 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社マイマイ 福岡市中央区笹丘 1 丁目 28 番 74 号 三戸 宗一郎	マイマイスクール笹丘 福岡市中央区笹丘 1 丁目 28 番 74 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社 C D S 筑紫野市大字筑紫 120 番地 1 安西 利範	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫 120 番地 1	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社一二 豊前市大字松江 1381 番地 1 小森 弘詞	アイルモーターズスクール博多の森 糟屋郡志免町王子 1 丁目 28 番 16 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社ホンダレインボーモーターズスクール 埼玉県和光市下新倉 5 丁目 27 番 1 号 影田 浩一郎	レインボーモーターズスクール福岡 糟屋郡新宮町美咲 1 丁目 5 番 53 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 8 月 10 日
日本地所建設株式会社 北九州市八幡西区御開 3 丁目 38 番 1 号 東 秀一	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開 3 丁目 38 番 1 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 8 月 10 日
株式会社門司自動車学校 北九州市門司区大字畑 120 番地 小森 弘詞	アイルモーターズスクール門司 北九州市門司区大字畑 120 番地	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和 4 年 8 月 10 日

株式会社一二 豊前市大字松江1381番地 1 小森 弘詞	アイルモータースクール豊前 豊前市大字松江1381番地 1	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和4年 8月10日
株式会社自由ヶ丘 北九州市八幡西区自由ヶ丘2 番2号 吉永 龍一	ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由 ヶ丘2番2号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和4年 8月10日
株式会社西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番 地の5 中島 久善	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港 町15番地の5	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和4年 8月10日
嘉穂産業株式会社 福岡市南区屋形原1丁目37番 20号 中村 直也	飯塚自動車学校 飯塚市大字川津95番地	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和4年 8月10日
嘉穂産業株式会社 福岡市南区屋形原1丁目37番 20号 中村 直也	田川自動車学校 田川郡糸田町1870番53 号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和4年 8月10日
株式会社直方自動車学校 直方市大字赤地1番地 堀 孝	直方自動車学校 直方市大字赤地1番地	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和4年 8月10日
有限会社大牟田中央自動車学 校 大牟田市下白川町2丁目341 番地 山田 富美代	大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2丁 目341番地	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和4年 8月10日
株式会社小郡自動車学校 小郡市小郡686番地4 柳瀬 和治	小郡自動車学校 小郡市小郡686番地4	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和4年 8月10日

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2415回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2415回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年10月22日から
令和4年11月15日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和4年11月18日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年11月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	1,000,000 円	40 本
3 等	10,000 円	12,000 本
4 等	1,000 円	40,000 本
5 等	200 円	400,000 本
実りの秋賞	20,000 円	2,800 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2416回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2416回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年10月22日から
令和4年11月21日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和4年10月22日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000 円	20 本
2 等	100,000 円	140 本
3 等	10,000 円	600 本
4 等	1,000 円	40,000 本
5 等	200 円	600,000 本

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2417回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2417回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和4年10月26日から
令和4年11月21日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和4年11月25日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年11月30日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	80 本
3 等	30,000 円	800 本

4	等	5,000 円	4,000 本
5	等	1,000 円	40,000 本
6	等	100 円	400,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2418回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2418回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和4年11月23日から
令和4年12月13日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和4年12月16日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年12月21日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	80 本
3 等	30,000 円	1,200 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	40,000 本
6 等	100 円	400,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2419回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2419回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円

700万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円
 5 発 売 期 間 令和4年11月30日から
 令和5年1月31日まで
 6 当せん金支払開始日 令和4年11月30日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	42 本
2 等	50,000 円	1,260 本
3 等	10,000 円	7,000 本
4 等	1,000 円	70,000 本
5 等	200 円	2,100,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2420回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2420回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
 350万通
 4 証 票 金 額 1枚 200円
 5 発 売 期 間 令和4年12月7日から
 令和5年1月3日まで
 6 当せん金支払開始日 令和4年12月7日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	7 本
2 等	50,000 円	490 本
3 等	10,000 円	4,200 本
4 等	1,000 円	35,000 本
5 等	200 円	1,050,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2421回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2421回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,800,000,000円
10万通 90組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和4年12月24日から
令和5年1月17日まで
- 6 抽せん日 令和5年1月20日
- 7 当せん金支払開始日 令和5年1月25日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	150,000,000 円	1 本
前後賞	25,000,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	89 本
2 等	1,000,000 円	270 本
3 等	3,000 円	18,000 本
4 等	1,000 円	90,000 本
5 等	200 円	900,000 本
お年玉賞	20,000 円	4,500 本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2422回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2422回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和5年1月4日から
令和5年1月24日まで
- 6 抽せん日 令和5年1月27日
- 7 当せん金支払開始日 令和5年2月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	19 本
2 等	300,000 円	20 本
3 等	30,000 円	400 本
4 等	5,000 円	2,000 本

5	等	1,000 円	20,000 本
6	等	100 円	200,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2423回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2423回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,200,000,000円
600万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和5年1月4日から
令和5年3月7日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和5年1月4日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	2,000,000 円	24 本
2	等	50,000 円	600 本
3	等	10,000 円	6,000 本
4	等	1,000 円	72,000 本
5	等	200 円	1,800,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2424回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2424回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,000,000,000円
10万通 50組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和5年1月11日から
令和5年1月31日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和5年2月3日

7 当せん金支払開始日 令和5年2月8日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	49 本
2 等	1,000,000 円	100 本
3 等	10,000 円	10,000 本
4 等	1,000 円	50,000 本
5 等	200 円	500,000 本
新 春 幸 運 賞	30,000 円	3,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2425回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2425回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組

4 証 票 金 額 1 枚 100円

5 発 売 期 間 令和5年2月8日から
令和5年2月28日まで

6 抽 せ ん 日 令和5年3月3日

7 当せん金支払開始日 令和5年3月8日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	80 本
3 等	30,000 円	400 本
4 等	5,000 円	8,000 本
5 等	1,000 円	40,000 本
6 等	100 円	400,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2426回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2426回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和5年3月4日から
令和5年3月31日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和5年4月5日
- 7 当せん金支払開始日 令和5年4月10日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	240 本
3 等	10,000 円	12,000 本
4 等	1,000 円	40,000 本
5 等	200 円	400,000 本
新 生 活 応 援 賞	30,000 円	800 本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2427回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年9月16日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2427回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和5年3月8日から
令和5年3月28日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和5年3月31日
- 7 当せん金支払開始日 令和5年4月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	60 本

3	等	30,000 円	600 本
4	等	5,000 円	3,000 本
5	等	1,000 円	30,000 本
6	等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

公 告

令和 5 年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

令和 4 年 9 月 16 日

福岡県農業大学校長 重松 秀行

1 募 集 定 員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	20名程度
花き（施設花き）	

2 応 募 資 格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者
ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。

3 研 修 期 間

- (1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする。）
- (2) 研修開始 令和 5 年 4 月

4 募 集 日 程

(1) 受 付 期 間

ア 受付期間は、令和 5 年 1 月 4 日（水曜日）から令和 5 年 2 月 3 日（金曜日）までとし、受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による場合は、必ず簡易書留郵便とし、令和 5 年 2 月 3 日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面 接 日

令和 5 年 2 月 22 日（水曜日）

(3) 研 修 生 の 決 定

令和 5 年 3 月 1 日（水曜日）

5 応 募 提 出 書 類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

(1) 技 術 習 得 研 修 受 講 申 込 書

(2) 下 記 の う ち い ず れ か の 書 類

ア 就農計画書（新規就農を志す者）

イ 営農計画書（就農して間もない者、又は品目転換を志す者）

ウ 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

6 選 考 方 法 及 び 許 可 通 知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研 修 内 容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

(1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習

(2) 個別経営計画策定演習

(3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個 人 情 報 の 取 扱 い に つ い て

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる

。